

DV（ドメスティック・バイオレンス） を知っていますか？

男女共同参画センターでは、生き方や仕事、人間関係など様々な相談に応じ、相談者自らが問題を整理していくお手伝いをしています。

DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談は、当センターの相談総件数の約2割を占めています。

DV（ドメスティック・バイオレンス）は犯罪となる行為も含み、重大な人権侵害です。

DVとは何か

配偶者など親密な関係にある人（配偶者・内縁の夫や妻・生活の拠点を同じくするパートナー等）からの暴力のことをDVといいます。

DVが起こる原因とは

男性・女性という性別役割分担意識、つまり「男ならこうあるべき」「女ならこうあるべき」といった歴史的な男女関係と、経済力の差などがDVを引き起こす原因と考えられています。

どのような行為がDVか

DVは、身体への暴力だけのことをいうではありません。DVには、大きく分けて5つの形態があります。

身体的暴力

殴る・蹴る／髪をつかんで引きずり回す
首を絞める など

精神的暴力

「殴るぞ」「別れるなら殺す」などと脅す
「お前はバカだ」「無能だ」などとののしる
メールやSNSの内容を勝手に見たり、
携帯電話・スマートフォンを取り上げる など

経済的暴力

生活費を渡さない
お金の使い道を細かく説明させる など

性的暴力

性的行為を強要する
無理やりポルノビデオ等を見せる など

社会的暴力

実家とのかかわりや
交友関係等を制限する など

配偶者の暴力は、夫婦間の （個人的な）問題ではないか

配偶者からの暴力だからと言って許されることではありません。暴力は、許されない行為であり、重大な人権侵害です。

今まで、配偶者からの暴力は、家庭の中での問題、個人的な問題として見過ごされてきました。どんな場合であっても、暴力は許されることではありません。皆さんの周りで、配偶者からの暴力で悩んでいる人がいたら、または、あなた自身が悩んでいるのなら、下記の相談機関までお電話ください。

大津市男女共同参画センター

077-528-2615

大津市こども未来部子育て支援給付課

077-528-2686

滋賀県立男女共同参画センター

0748-37-8739

滋賀県中央子ども家庭相談センター

077-564-7867

緊急の場合はためらわずに警察（110番）へ連絡を！